

空港分野におけるCO2削減に関する検討会 規 約

(設置の目的)

第1条 「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」に向け、空港の再エネルギー化方策及び空港の各施設・車両からのCO2排出を削減する方策等の具体的な検討を通じて我が国の空港の脱炭素施策を整理することを目的として、「空港分野におけるCO2削減に関する検討会」を設置する。

(本検討会の構成)

第2条 本検討会の構成は、別紙に掲げる委員及びオブザーバーで構成する。ただし、第3条第1項に規定する委員長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバーの追加又は関係者の出席を求めることができる。

(委員長の任命等)

第3条 本検討会に委員長を1名置く。

2 委員長は、事務局から推薦し、委員の承認によってこれを定める。

3 委員長は、本委員会を統括する。

4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(議事の公開)

第4条 本検討会は冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。

2 本検討会の資料は特段の理由がある場合を除き、公開とする。

3 本検討会の議事要旨は、事務局が委員長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(ワーキンググループ等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、検討会の下にワーキンググループ等を設置することができる。

(事務局)

第6条 本検討会の事務局は、国土交通省航空局航空ネットワーク部空港計画課及び空港技術課に置く。

(守秘義務)

第7条 委員及びオブザーバーは、検討会を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項については、本委員会で定めるものとする。

附 則

1 この規約は、令和3年3月8日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和3年9月15日から施行する。